

旭市空家・空地バンクの利用手順(バンクの利用希望者)

	項 目	内 容
1	バンクの利用登録申請	バンクを利用して物件の内覧や売買賃貸借の仲介を希望する場合は、以下の書類に必要事項を記入して、都市整備課建築住宅班に提出してください。 ●提出書類 ・旭市空家・空地バンク利用登録申込書(第9号様式) ・旭市空家・空地バンク利用登録に係る同意・誓約書(第10号様式) ・公的身分証明書の写し
2	利用登録の完了	問題がなければ利用登録を決定します。申請者には登録の可否を通知します。
3	内覧の希望	物件の内覧を希望する場合は、都市整備課に連絡してください。仲介業者の案内で内覧を実施します。
4	売買・賃貸借の交渉	交渉する場合は、以下の書類に必要事項を記入して都市整備課へ提出してください。 ●提出書類 ・旭市空家・空地バンク物件交渉申込書(第16号様式)
5	交渉・契約手続き	物件の売買や賃貸借について、仲介業者が交渉や契約に関する手続きを行います。

※利用登録の完了後に、登録内容等の変更があった場合は変更の手続きが必要です。

問い合わせ先
都市整備課建築住宅班
TEL:0479-62-5895